

## 身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動たすけあいすぎな

### 1 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

#### (理念)

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活のものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とする。

#### ① 緊急・やむを得ない場合の3原則

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3つの要件を満たすことが必要である。

- ・切迫性  
利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性  
身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収捨する方法がないこと
- ・一時的  
身体拘束その他の行動制限が一時的であること

#### ② 身体拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等でしばる
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、抑制帯や腰ベルトをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子の使用
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る

## (基本方針)

### ① 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束適正化検討委員会」を設置

### ② 身体拘束及び行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動制限を原則禁止とする

### ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束適正化検討委員会において事前に検討を行い、身体拘束による心身の影響よりも、拘束しないリスクが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ本人又は家族の同意を得て行う。身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除する努力を行う。

### ④ 日常的ケアにおける留意事項

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ・言葉等で、利用者の精神的な自由を妨げないような努める
- ・利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供する
- ・利用者の安全を確保するため、利用者の自由を安易に妨げない

## 2 身体的拘束等適正化のための組織体制

### ・身体拘束適正化検討委員会の設置・運営

当事業所において身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するため、身体拘束適正化検討委員会を設置する。

身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営する

### 3 身体拘束発生時対応・報告に関する基本方針

#### ①対応

当事業所においては平素から身体拘束を検討する必要性のある利用者はいないが3要件に該当する事案発生時には、管理者等の判断を得て身体拘束を行うことになるが、可能な限り身体拘束を避ける努力をする

#### ②報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の状況を記録し、適正化検討委員会で拘束解除に向け確認や再検討を行う

### 4 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・定期的な教育・研修の実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ・その他の必要な教育・研修の実施

### 5 当該指針の閲覧

当事業所の身体拘束適正化のための指針はホームページ等で公表する

### 6 その他の身体拘束等の適正化推進のための基本姿勢

身体拘束等をしない人権を尊重し、サービス提供に関わる全職員が身体拘束禁止に対する認識を持ち、廃止のための取り組みをしなければならない。

### 附則

本指針は、令和5年4月1日より施行する。

